

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

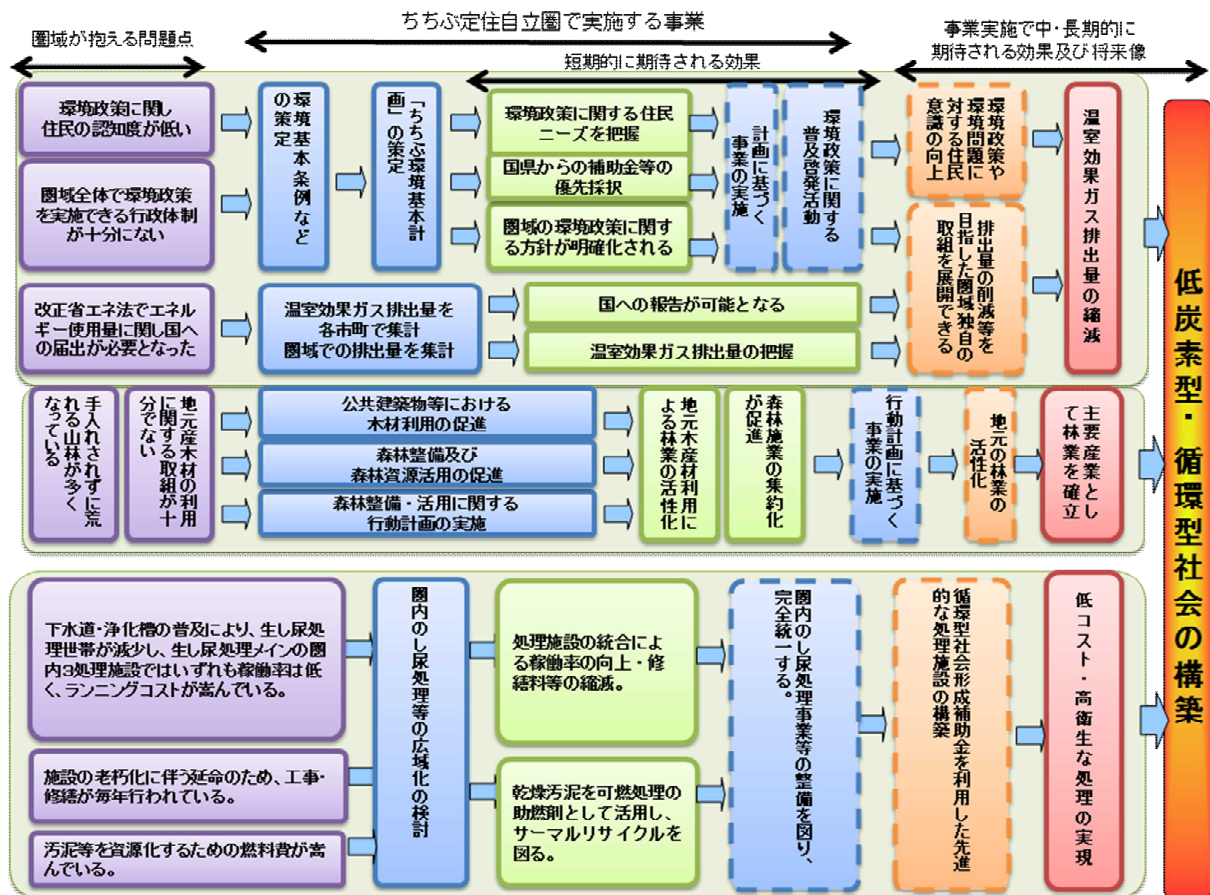
オ 環境

○施策体系○

(ア) ちちぶ環境保全の推進

- ①ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施
- ②温室効果ガスの収集管理
- ③公共建築物等における木材利用の促進
- ④森林整備及び森林資源活用の促進
- ⑤森林整備・活用に関する行動計画の実施
- ⑥し尿処理事業等の広域化の検討

○戦略図○



## (ア) ちちぶ環境保全の推進

### ○現況と課題○

現在、私たちは、温室効果ガスによる地球温暖化という深刻な問題に直面しています。COP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議、1997年京都で開催。）において、各国の数値目標が設定され、日本は、2012年までに1990年比で6%の排出削減が設定されました。しかし、2011年東日本大震災時の福島原子力発電所の事故以降、火力発電の増加に伴い、化石燃料等の消費量が増えたため、2012年の温室効果ガス排出量は前年比2.8%となりました。

そして、2015年12月に開催されたCOP21（パリ協定）での「日本の約束草案」の中で、我が国の温室効果ガス排出量の中期削減目標については、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比マイナス26.0%（2005年度（平成17年度）比マイナス25.4%）とすることとしています。

この削減目標を達成するためには、化石燃料に依存しない「低炭素社会」への移行と、資源を有効活用する「資源循環型社会」の構築を目指す必要があります。

また、秩父圏域は、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や5つの県立自然公園の区域に指定されており、圏域面積の約8割が森林です。この森林は、酸素の供給、生物多様性の確保や水源涵養機能など、多面的な能力を発揮し、圏域にとどまらず荒川を通じて、中下流域などの都市圏にも多大なる恩恵をもたらしています。

この秩父圏域の財産といえる自然環境を保全する取り組みには、住民、事業者及び行政が一致協力していくことが肝要ですが、行政も、個々の市町が単独で対処するのではなく、地域の事情を十分に考慮し、特性を活かし、圏域の将来像をイメージした上で、圏域で連携して取り組んでいく必要があります。

そこで、平成24年12月、秩父圏域を対象地域として「ちちぶ環境基本計画」を策定しました。この計画に基づき、「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」、「資源活用による循環型の地域づくり」について、重点的に取り組むことにより、地球温暖化対策の取組みの計画的導入や、地域新電力事業の活用をはじめとした秩父圏域ならではの新たな取組みの構築など、様々な環境問題に対応する社会構築を目指します。

また、圏域内のし尿処理施設では、近年の住環境の変化により、トイレの水洗化が進み、生し尿処理世帯が減少し、浄化槽汚泥が増加しており、生し尿処理をメインとしている圏域内3施設（清流園・溪流園・小鹿野町衛生センター）の処理効率、稼働率は低下しています。加えて、3施設共に老朽化が進み、毎年、延命のための大小の修繕工事が計画され、更新費用の増大等が課題となっています。

### ○今後の展望○

秩父圏域は、広大な森林面積を保有するなど、豊かな自然に恵まれています。近年は、農林業や地場産業など、今まで栄えていた産業の衰退や高齢化などにより、人の手の入らない荒廃した森林や遊休農地が目につくようになってきました。また、温室効果ガス削減に向けた新たな環境政策にも対応していく必要があります。

今後は、秩父圏域で策定した「ちちぶ環境基本計画」に基づき、地元木産材の利用促進や間伐材を有効利用する仕組みの構築、生物多様性の維持、カーボンオフセット、

再生可能エネルギーの地産地消など地球温暖化対策の新たな施策に取り組むことにより、最終的には、圏域全体の自然環境の保全・活用につなげていくことが考えられます。また、圏域内の汚水処理については、し尿処理施設の統合等、処理効率及び稼働率の向上及び更なる循環型社会の形成を目指し、将来どのような方向でやっていくべきかを検討します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<b>【形成協定】</b>					
ちちぶ環境保全の推進					
甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組や既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。					

○取組の成果指標○

指標 1	BDF 製造量からみた供給割合				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績					
指標 2	外来生物駆除啓発パンフレット配布枚数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	6,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	6,000 枚
実績					
指標 3	公共建築物における地域産木材の利用率 <small>(埼玉県による「公共施設整備工事・公共土木工事等における県産木材使用状況」調べより)</small>				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	70%	70%	70%	70%	70%
実績					
指標 4	秩父地域森林林業活性化協議会の会議開催回数 (協議会・幹事会・分科会)				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回
実績					
指標 5	ホームページ「森の活人」閲覧ページ数 (累計)				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	315,000 件	360,000 件	405,000 件	450,000 件	495,000 件
実績					
指標 6	し尿処理事業の広域化推進委員会の会議開催回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	4 回	4 回	—	—	—
実績			—	—	—

① ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施

事業名	「ちちぶ環境基本計画」検証事業				51	関係市町名	
事業概要	<p>ちちぶ圏域を対象地域として、平成24年12月に策定した「ちちぶ環境基本計画」の進行管理を行う。</p> <p>計画の進行管理やとりまとめは、構成市町の環境部署の担当で構成する「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」において行う。</p> <p>また、実施状況を点検するための機関として、構成市町から推薦された委員で構成する「ちちぶ圏域環境委員会」を位置づけ、計画の実施状況や見直し等について評価や助言をいただき、計画全体の効果検証を行う。</p>				<p>秩父市（環境立市推進課）                  横瀬町（振興課）                  皆野町（町民生活課）                  長瀬町（町民課）                  小鹿野町（住民生活課）</p>		
成果	<p>近年、特に関心が高まっている自然環境保全や地球温暖化など様々な環境問題について、圏域一体となった対応ができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>「ちちぶ環境基本計画」で設定した取組の環境目標における状況を各市町で調査し、秩父市が取りまとめる。</p> <p>「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」は構成市町の担当が行い、「ちちぶ圏域環境委員会」の事務局は秩父市が行う。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

事業名	バイオディーゼル燃料 (BDF) 製造事業		52	関係市町名		
事業概要	<p>1 市 4 町から使用済みてんぷら油を回収し、吉田元気村で稼働している装置によりバイオディーゼル燃料 (BDF) を製造し、公用車及び牽引式 BDF 発電機に供給している。</p> <p>現在、吉田元気村で稼働している BDF 製造装置は、平成 19 年 10 月に製造事業を開始しているが、本装置の製造能力では BDF を 7 時間で 50ℓしか製造できない。また、BDF の粘性から、新しい排ガス規制対応車両には使用できない。そのため BDF 消費量が減少傾向にある。引き続き公用車・発電機以外での利用促進を図りつつ、老朽化する製造設備と使用済みてんぷら油の回収の方向性について、検討していく必要がある。</p>			秩父市 (環境立市推進課) 横瀬町 (振興課) 皆野町 (町民生活課) 長瀬町 (町民課) 小鹿野町 (住民生活課)		
成果	<p>廃食用油有価物回収事業は、ごみ処理されていた資源の有効活用になり、住民のリサイクル意識の更なる向上にもつながる。</p> <p>また、BDF の利用を進めることで、化石燃料の使用量削減、ひいては化石燃料由来の CO2 排出量と燃料費の抑制につながる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、廃食用油回収、BDF 製造、4 町への供給を行う。4 町は、廃食用油の回収保管及びてんぷら油リサイクル工場までの運搬を行い、供給された BDF 燃料は公用車の運行や牽引式 BDF 発電機などに使用する。圏域内市町において、BDF についての PR を行う。</p>					
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計
	400	400	400	400	400	2,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	216	216	216	216	216	1,080
各町負担額	46	46	46	46	46	230

事業名	外来生物の防除対策事業				53	関係市町名
事業概要	<p>近年、オオキンケイギクなど様々な外来生物の侵入により、生態系等への影響が危惧されている。</p> <p>既に繁殖している外来生物のまん延を阻止するため、外来生物の生態系等への影響を記載したチラシやパンフレット等を作成し住民への周知を図る。</p> <p>また、住民やボランティア団体等との連携により、分布調査や外来生物の駆除活動を実施する。</p>				秩父市（生活衛生課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）	
成果	<p>外来生物等による被害を防止し、圏域固有の種の保存等を含む、生物の多様性をより広範囲で確保することにつながる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>1市4町で協議のうえ調整し、各市町で実施する。</p>					
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計
	82	82	82	82	82	410
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	42	42	42	42	42	210
各町負担額	10	10	10	10	10	50

事業名	不法投棄等防止事業				54	関係市町名	
事業概要	<p>ちちぶ圏域共通の課題となっている不法投棄の対策として、立て看板を不法投棄が発生する地点に設置し、その抑止を図る。</p> <p>また、不法投棄等を防止するため啓発チラシを作成し圏域の全戸に配布する。チラシ表面には不法投棄・野外焼却に関する内容を、裏面にはごみの適正な排出方法を掲載する。</p>				秩父市（生活衛生課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）		
成果	<p>不法投棄等を抑制し、圏域の環境を保全する。またごみの適正な排出方法を周知することにより、リサイクル率を向上させる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>1市4町で協議の上、啓発チラシを作成し、既成の立て看板設置及び啓発チラシの配布を各市町で実施する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	175	175	175	175	175	875	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	95	95	95	95	95	475	
各町負担額	20	20	20	20	20	100	

② 温室効果ガスの収集管理

事業名	温室効果ガス排出量収集管理事業					55	関係市町名
事業概要	<p>平成 22 年 4 月から、改正された省エネ法（正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを消費する事業所（自治体を含む）が所轄する全ての施設において使用するエネルギーの使用量の記録・管理をし、国への届け出が必要となっている。</p> <p>平成 22 年度から「秩父市温室効果ガス収集管理システム」を 1 市 4 町で一括契約し、施設のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を管理していたが、同システムのサービス提供が平成 28 年度末をもって終了したため、予算計上せず、平成 29 年度からは環境省が提供する無料エクセルシートを使用し管理している。</p>					秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）	
成果	<p>システムの運用管理により、秩父郡市の施設で使用したエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の記録・管理のほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律などの届出に利用していた。</p> <p>また、秩父市が本システムを一括管理し、経費を抑えることができた。</p> <p>圏域内の「ちちぶ環境基本計画」で設定している「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の温室効果ガス削減目標の達成に向けた状況確認にも、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量データは必要となる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は市施設のエネルギー使用量の取りまとめを行い、圏域内のエネルギー使用量のとりまとめを行う。各町は各町施設のエネルギー使用量を取りまとめ、秩父市に連絡する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	0	0	0	0	0	0	
各町負担額	0	0	0	0	0	0	



③ 公共建築物等における木材利用の促進

事業名	公共建築物や民間住宅等における木材利用促進事業				56	関係市町名										
事業概要	<p>圏域の各自治体において策定した『公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針』により、公共施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進する。</p>					秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）										
成果	<p>公共建築物への秩父産木材の活用が進むことにより、木材利用量の増加が見込まれるほか、圏域全体として木材活用をPRすることができ、民間住宅等への木材利用の拡大が期待できる。さらには循環型社会の構築や地球温暖化の防止促進などが図られる。</p> <p>※木材利用に関する方針策定状況</p> <table border="0"> <tr> <td>秩父市</td> <td>平成 23 年 6 月 17 日</td> </tr> <tr> <td>横瀬町</td> <td>平成 24 年 1 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>皆野町</td> <td>平成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>長瀨町</td> <td>平成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>小鹿野町</td> <td>平成 23 年 8 月 1 日</td> </tr> </table>						秩父市	平成 23 年 6 月 17 日	横瀬町	平成 24 年 1 月 25 日	皆野町	平成 24 年 2 月 1 日	長瀨町	平成 24 年 2 月 1 日	小鹿野町	平成 23 年 8 月 1 日
秩父市	平成 23 年 6 月 17 日															
横瀬町	平成 24 年 1 月 25 日															
皆野町	平成 24 年 2 月 1 日															
長瀨町	平成 24 年 2 月 1 日															
小鹿野町	平成 23 年 8 月 1 日															
関係市町の役割分担	各市町の公共施設等の建設状況を把握し、方針の運用に努める。															
事業費 (千円)	R2 0	R3 0	R4 0	R5 0	R6 0	計 0										
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし															
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし															

④ 森林整備及び森林資源活用の促進

事業名	森林整備及び森林資源活用促進事業					57	関係市町名
事業概要	1市4町、国、県、森林組合等で構成されている「秩父地域森林林業活性化協議会」を中心として、林業関係団体等と連携し、森林整備及び森林資源活用促進に向けた事業を検討、実施する。また、都市部の森林環境譲与税の秩父地域への還流や森林経営管理法に基づく森林の集約化を推進する。					秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）	
成果	森林の集約化～意欲と能力のある林業事業者への再委託により、間伐等の森林整備が進み、林業労働者の雇用拡大が期待できる。また、秩父産木材の木材流通量も増加し、森林活用の取組が活性化することが期待できる。						
関係市町の役割分担	協議会の構成メンバーである市町の担当者を中心に、森林整備及び資源活用に関する企画立案を行う。						
事業費 (千円)	R2 5,400	R3 5,400	R4 5,400	R5 5,400	R6 5,400	計 27,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	2,908	2,908	2,908	2,908	2,908	14,540	
各町負担額	623	623	623	623	623	3,115	

参考

集約化分科会特別会計	市町の森林環境譲与税を財源として、森林所有者の意向調査や境界確認を行い、経営管理権集積計画の原案を作成する。					
事業費 (千円)	R2 8,000	R3 8,000	R4 8,000	R5 8,000	R6 8,000	計 40,000
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	市町の森林環境譲与税の配分額による比例負担					

⑤ 森林整備・活用に関する行動計画の実施

事業名	森林整備・活用に関する行動計画実施事業					58	関係市町名
事業概要	森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うために策定した「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」の各事業を実施する。また、事業内容の検証を行い、行動計画の見直しも行う。						秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	森林の整備・活用に対する市町の姿勢を明確にし、体系ごとに森林事業が整理された行動計画に基づいて事業を展開することで、中・長期的な施策を推進することができる。行動計画における、「森林・林業データバンク」「森林・林業伝言板」等の公開ツールとして創設されたホームページ「森の活人」を活用し、各事業に関連した情報発信をすることにより森林の活用等の取組が活性化されることが期待できる。また、普及啓発活動（木育・木づかい運動）を行うことで、地域産材の利用に関する意識の向上が図られる。						
関係市町の役割分担	秩父市は総合的な実施事業のとりまとめを行い、各町はそれぞれの管内における計画を実行する。また、各事業に関連した情報収集等は1市4町で行う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	752	752	752	752	752	3,760	
各町負担額	162	162	162	162	162	810	

⑥ し尿処理事業等の広域化の推進

事業名	し尿処理事業広域化推進事業					59	関係市町名
事業概要	広域化に向けた準備室を設置し、専門部会等での協議について進捗管理をし、広域化に向けて遺漏のないよう細部を取り決め、近年中に統合する予定。						秩父市（生活衛生課・下水道課・清流園） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（衛生課）
成果	減少傾向にある処理対象を3施設で個々に処理していたものを一括処理することにより、処理施設のコンパクト化を図る。また現有施設の老朽化が進んでいるため、統合された新施設を構築する。結果、処理効率及び稼働率は向上し、施設管理の経費も縮減し、安定した処理が行える。						
関係市町の役割分担	各市町及び皆野・長瀬下水道組合で構成する広域化準備室で専門部会及び広域化推進委員会での協議内容の進捗管理を行う。段階をみて、埼玉県へ報告する予定である。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	485	485	485	—	—	1,455	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	261	261	261	—	—	783	
各町負担額	56	56	56	—	—	168	

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 住民に対する普及啓発事業

EV（電気自動車）利活用やEV用充電器設置など今後の環境政策に関して、住民に理解を得るために普及啓発活動を行うことが考えられます。

② 地球温暖化対策推進事業

「低炭素社会」と「資源循環型社会」の構築のため、地域特性にあった新エネルギーや省エネルギー設備などの導入推進を図ると共に、環境にやさしいエネルギーを選択して使用することが考えられます。

③ エコ関連補助推進事業

秩父圏域で統一的なエコ関連の補助制度を制定することが考えられます。

④ 温室効果ガス排出量取引事業

秩父圏域の市町が温室効果ガス排出量を取引できるようにすることが考えられます。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

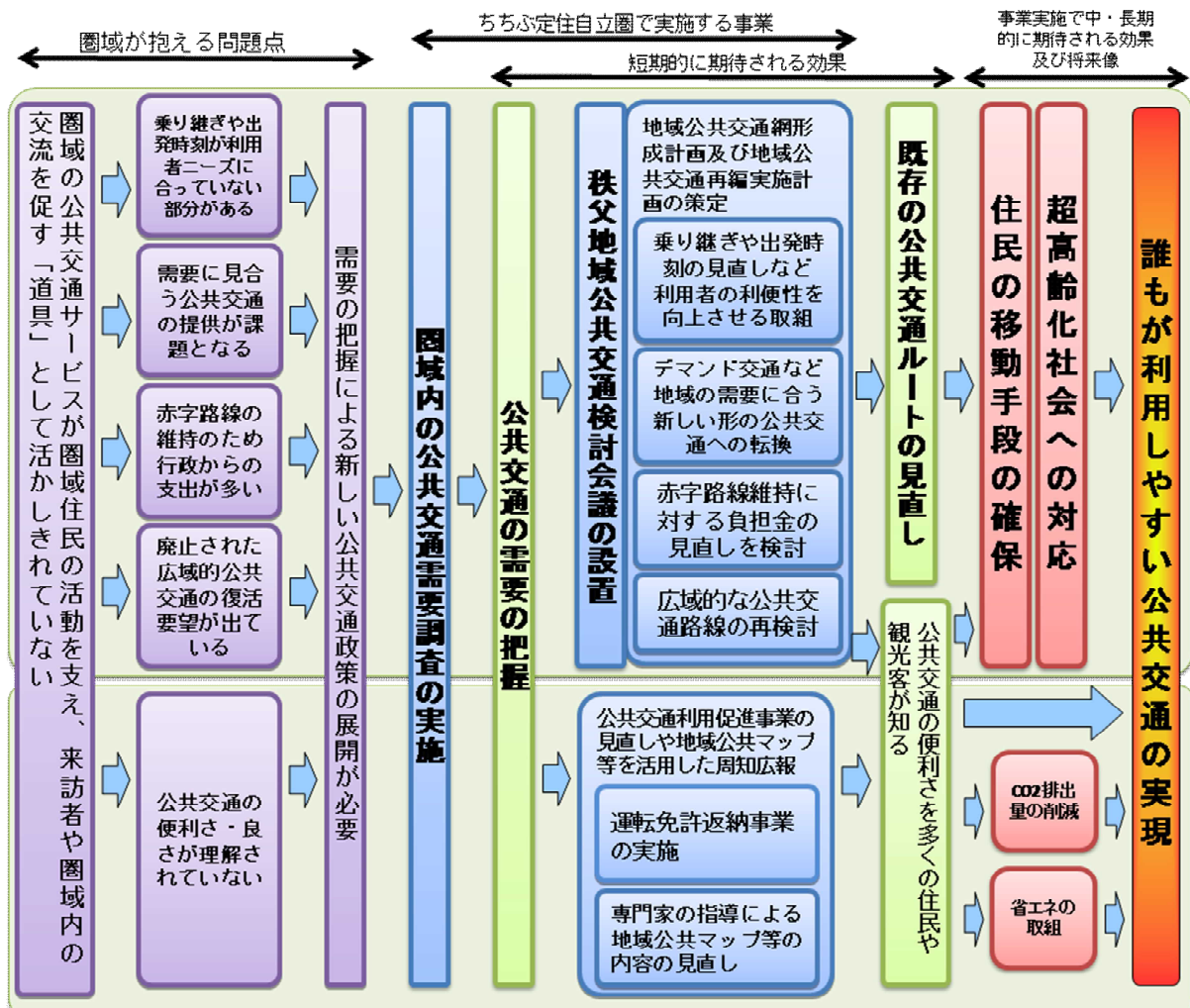
ア 地域公共交通

○施策体系○

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

- ① 秩父圏域での公共交通会議の開催
- ② 地域公共交通の広報の実施
- ③ 将来的な地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定
- ④ 運転免許返納者に対する支援

○戦略図○



## (ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

### ○現況と課題○

公共交通は、自動車などの交通手段を持っていない住民にとって、通勤通学手段、高齢者の買い物や通院手段として必要なものであり、住民生活に大きな影響を及ぼす政策です。また、秩父を訪れる観光客にとって手軽に利用できる移動手段にもなります。さらに、平成29年3月には改正道路交通法が施行され、高齢運転者の運転免許制度の変更に伴い、加齢により自動車の運転を止める高齢者が増加すると予想されるため、免許返納者へのサポート事業等も考慮した、公共交通への取組はますます重要になってきます。

現在の秩父圏域の公共交通網は、鉄道路線、公営・民営バス路線、タクシーなどにより構成されており、また、輸送対象が限定されている交通機関として、公営ではスクールバスや大滝国保診療所送迎バス、民営では、公共交通空白地域解消のための秩父市吉田大田地区乗り合いタクシーや買い物乗合タクシー、NPO法人などによる福祉有償運送のほか、病院や各地のデイサービスセンター、旅館などによる送迎バスが運行されています。

このように、秩父圏域の市町は公共交通機関により概ね最短距離で結ばれていますが、秩父圏域の公共交通サービスでは、様々な問題を抱えており、圏域住民の活動を支え、来訪者や圏域内の交流を促す「道具」として活かしきれていないのが現状です。公共交通間の乗り継ぎは、ダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努力していますが、関係する事業者の個々の事情もあるため、調整に苦慮しています。また、利用者が少ないバス路線や重複する区間が市内にあるなどの状況もあり、需要に見合う公共交通サービスを提供することが課題として挙げられます。さらに、住民からは利便性を高める路線延長や増便要望・バス停の新設要望等があり、鉄道では増発・乗り継ぎ時間の短縮等、多種多様な要望が出されています。

その他、各自治体では公共交通路線を確保するため多額の負担金を支出しており、近い将来、財政状況から負担金を維持できない自治体も出てくるのではと懸念されます。

### ○今後の展望○

公共交通機関は、地域住民の住みよい環境と経済・社会活動を支え、豊かな地域社会を形成する基礎的な社会資本ですが、最近では利用者の減少傾向が著しく、公共交通機関の路線の維持そのものが困難な状況になっています。

しかしながら、高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応や地球環境への負荷の軽減、省エネルギーの促進にもつながるものであり、秩父圏域全体で考えていく必要があります。

今後は、地域公共交通ビジョンをもとに、さらに踏み込んだ地域公共交通網形成計画の策定を目指し、鉄道とバス間の相互連絡調整等の利便性向上や、需要に応じた供給を考慮するデマンド交通に代表される、新しい公共交通への変換などによる、既存の公共交通ルートの見直しを行います。これにより、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

**【形成協定】**  
 誰もが利用しやすい公共交通の推進  
 圏域における公共交通の充実のため、公共交通の需要を調査・検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。

○取組の成果指標○

指標	公共交通会議開催回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	4回	4回	4回	4回	4回
実績					
指標	運転免許返納者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	410人	410人	410人	410人	410人
実績					

① 秩父圏域での公共交通会議の開催

事業名	秩父圏域公共交通会議の開催					60	関係市町名
事業概要	<p>市営バス、町営バスを有する自治体では、それぞれ地域公共交通会議が開催されている。この会議は、地域公共交通に関して国から許認可を受けるにあたり、開催が必須のものである。</p> <p>しかしながら、複数の自治体にまたがる公共交通については検討する場が無いことから、圏域内の公共交通網について議論する秩父圏域公共交通会議を開催する。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町がそれぞれ組織する公共交通会議の開催とは別に、広域的な公共交通のあり方等を検討するため、各市町が協力し、会議を開催する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	200	200	200	200	200	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	108	108	108	108	108	540	
各町負担額	23	23	23	23	23	115	



② 地域公共交通の広報の実施

事業名	地域公共交通広報事業					61	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の公共交通網は、民営鉄道路線、民営バス路線、公営バス路線及びタクシー事業により構成されている。普段、当たり前のように走っている路線バスの多くは、国や県、市及び町の補助制度により確保されていることを知らない住民も多く、周知する必要がある。</p> <p>広報誌等での利用の呼びかけ、観光担当課による観光パンフレット等作成時に、アクセス方法への公共交通情報掲載を促す等により、公共交通の利用促進を図る。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>広報周知活動により、住民や観光客などの利用者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・広報を行う。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>既存の観光広報事業内での取組みとしたい。</p>						

③ 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定

事業名	地域公共交通計画策定事業					62	関係市町名
事業概要	地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民、交通事業者、行政の役割を定める。						秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定を進めることにより、将来の圏域全体を見渡した「誰もが利用しやすい公共交通」の推進に資することができる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して計画策定を行う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	地域公共交通調査事業（計画策定事業） ※補助率：2分の1【上限500万円】						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

④ 運転免許返納者に対する支援

事業名	運転免許返納事業					63	関係市町名
事業概要	運転免許返納者からの申請に応じ、生涯1回に限り、秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バスで利用できる6,000円分の公共交通利用券を交付する。					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	運転免許返納者に対して利用券を支給することにより、公共交通機関を利用する機会を促し、地域の公共交通機関の維持確保が図れる。ひいては、住民の生活の足の確保につながる。						
関係市町の役割分担	申請受付及び利用券交付、利用状況把握、制度についての問い合わせ対応を各市町で行う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	12,700	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	6,840	
各町負担額	293	293	293	293	293	1,465	

○今後想定される事業○

- ① 公共交通間の連携
  - (1) 鉄道と基幹的なバス路線についてはダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努める。
- ② 地域公共交通の品質向上
  - (1) 日頃の「お出かけ」がしやすくなるサービスの改善
  - (2) 路線バス等が運行されていない場所での生活観光路線の試行
- ③ 計画策定に向けた準備
  - (1) 秩父圏域内1市4町による、方向性の確認。
  - (2) 将来的な地域公共交通網形成計画策定に向けて、関東運輸局が開催する「勉強会」への参加。
  - (3) 地域公共交通網形成計画策定に向けた予算の確保。(総額800万円程度)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

イ デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

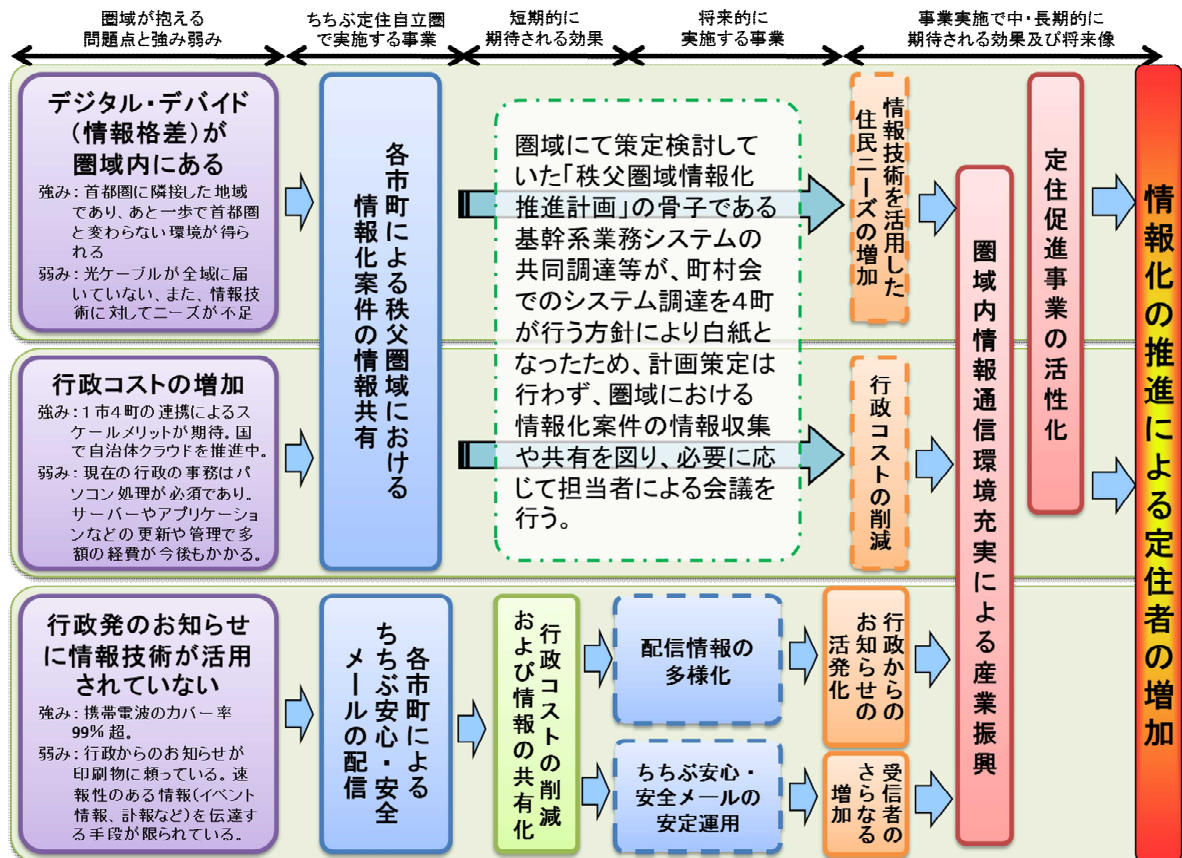
○施策体系○

(ア) 秩父圏域情報化の推進

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

① ちちぶ安心・安全メールの運用

○戦略図○



## (ア) 秩父圏域情報化の推進

### ○現況と課題○

情報通信技術の発達による全国的な情報インフラ整備が進められ、様々な情報サービスが提供されるようになり、人々のコミュニケーション方法も多様化するなか、行政サービスにおいても ICT を活用したサービスが多く行われるようになっていきます。

しかしながら、通信事業者の事業収益や地理的な条件による整備の進捗状況に差が発生し、デジタル・デバイドと言われる情報インフラの地域間格差により企業や住民が受けられる情報サービスに差が生じておりました。

ちちぶ定住自立圏形成協定の締結を行った平成 21 年 9 月時点では、秩父圏域において秩父市、横瀬町、皆野町の一部だけであった光ファイバーによる光サービスも、平成 28 年 4 月現在、秩父市（大滝地区）、小鹿野町（三山、河原沢地区）を除く地区で光サービスが開始され、当初想定していたデジタル・デバイドの状況は改善されています。（上記、光サービス利用不可地域においても ADSL によるサービス利用可能なためブロードバンドサービスを受けられない地区は秩父圏域には無い）

また、秩父圏域内 1 市 4 町の特性を考慮し、基幹系業務システムの共同化によるコスト削減や構成団体を接続するためのネットワーク等の検討を計画の基盤とする「秩父圏域情報化推進計画」の素案を作成し、専門家に助言を求めながら 1 市 4 町の情報担当者による「情報化研究会」にて策定を検討していましたが、社会保障・税番号制度、自治体クラウド、スマートグリッド等、計画作成に影響する社会情勢の変化があり、その都度、計画に内容を追加する必要が発生し、策定作業に時間を要していました。

このように、各市町の抱える問題点や方針等の情報交換を行い「秩父圏域情報化推進計画」の中核となる基幹系業務システムの共同調達と各市町を結ぶネットワーク構築についての検討を進めていましたが、埼玉県町村会が基幹系業務システム共同調達の検討を開始し、当情報化研究会を構成する 4 町が町村会でのシステム調達に参加する意向を示したため、当計画の骨子となる秩父圏域での基幹系業務システム共同調達およびネットワーク構築については白紙となり、当計画の策定は行わないことになりました。

### ○今後の展望○

今後は特別な事業を設けず、各市町による秩父圏域における情報化案件の情報収集を行い必要に応じて担当者による会議を行うものとします。

なお、情報化研究会において、地域情報共有システムの一環である行政から発信するお知らせメールシステムの研究を行う中で、秩父市が運用している「安心安全メール」の共同利用については、市町の防災・防犯担当者と業者の調整・運用打合せを行い、「ちちぶ安心安全メール」として平成 25 年 8 月 1 日より運用を開始したため、現在は防災・防犯セクションでの運用に移っています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

**【形成協定】**

(ア) 秩父圏域情報化の推進

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。

○取組の成果指標○

指標設定なし。

○今後想定される事業○

該当なし。

## (イ) 地域情報共有システムの構築準備

### ○現況と課題○

近年、パソコンやインターネットが急速に普及し、多種多様な情報の入手や発信が容易になり、地域内で発信される情報に対する関心が高くなっています。

1市4町においては、防災・防犯情報に関しては、防災行政無線を活用し地域住民に情報を発信していますが、秩父市ではその補完的機能として安心・安全メールで防災・防犯情報や災害時における被害状況、避難勧告などの情報を登録者にメール配信をしていました。

平成25年8月から圏域全体で安心・安全メールの配信を始め、平成31年4月1日現在、登録者は17,435人となっています。

更に、平成26年度には安心・安全メールとエリアメール・緊急速報メールを連携し、災害時等における迅速な情報伝達手段の構築を行いました。

今後、登録者を増加させることで、より多くの圏域住民に災害等の情報を迅速に伝えられるよう、更なる安心・安全メールの周知啓発をする必要があります。

### ○今後の展望○

今後、安心・安全メール登録者の増加を目指した広報周知活動などを行うとともに、災害情報等の緊急を要する新たな情報伝達手段について研究を行うことでちちぶ定住自立圏として支援可能か検討を行っていく予定です。

### ○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

#### 【形成協定】

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

### ○取組の成果指標○

指標	安心・安全メール登録者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	19,000人	19,500人	20,000人	20,500人	21,000人
実績					

① ちちぶ安心・安全メールの運用

事業名	安心・安全メールの拡大拡充					64	関係市町名
事業概要	携帯電話の普及状況を踏まえ、圏域内すべての市町で安心・安全メールで防災・防犯情報等を配信しているが、より多くの住民に情報を配信できるよう周知活動を行う。 また、災害時の情報伝達については迅速さが求められていることから、情報伝達手段の運用について研究する。					秩父市（危機管理課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（総務課）	
成果	登録者が増加することにより、より多くの住民に防災・防犯情報等が発信できるようになる。また、迅速な情報伝達がされることにより、素早い避難行動等が可能となるため、より多くの住民の生命財産が守られることになる。						
関係市町の役割分担	市が中心となって企画立案、研究・検討、また、契約事務等を行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	7,780	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	836	836	836	836	836	4,180	
各町負担額	180	180	180	180	180	900	

○今後想定される事業○

特になし。